関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成 20 年 4月4日 (金曜日) 第 13039号

(◎印は、県例規集に登録するもの

次

目

○鹿島市営音成地区土地改良事業計画変更決定 公 告

(農地整備課)

公 告

同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、 195号) 第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する 鹿島市長 区画整理) 音成地区の計画の変更については、土地改良法(昭和24年法律第 桑原允彦から協議のあった鹿島市営土地改良事業 (基盤整備促進

番地)に提出してください。 5月22日までに佐賀県鹿島農林事務所(郵便番号849-1311 に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成20年 なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事 鹿島市高津原3400

平成20年4月4日

縦覧に供する書類

佐賀県知事

康

鹿島市営土地改良事業 (基盤整備促進 区画整理) 音成地区の変更後の土

縦覧の期間

平成20年4月7日から平成20年5月7日まで

縦覧の場所

마 \equiv

地改良事業計画書の写し

鹿島市役所